

7番林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

町長を先頭に、新型コロナウイルス対策に献身的に取り組まれていることに敬意を表しますと共に、現場で力を尽くしている医療・介護・商工会関係者などの皆さんに心から感謝申し上げます。

はじめに、給食費の無料化について質問します。平成28年第1回定例会、平成30年第2回定例会では給食費無料化、一步踏み込んだ助成を求めました。今回は、3度目の一般質問になります。あれから、3年6ヶ月になります。この間、普代村ではコロナ禍の中、こども園、小中学校の給食費無料化を実施しています。九戸村では令和2年度から、村長選挙の公約に基づき、5つの小学校と九戸中学校、伊保内高校に通学する児童生徒を対象に学校給食費を無料化しています。

さらに、田野畑村では8月の村長選で当選した佐々

木村長が、9月定例会で公約の一つである給食費無料化について、厳しい財政状況にあるが、実現のために取り組んでいくと述べています。

また、一戸町では11月の町長選で当選した小野寺町長が公約の一つとして、「給食費の無料化」を掲げています。これから取り組んで行くものと思います。

私は、本町でも、厳しい財政状況にはあるものの「給食費無料化」に向けて取り組んで行くべきと考えますが教育長の所見を伺います。

さらに、来年1月の町長選挙で、子育て支援、移住定住促進策の一つとして「給食費無料化」を公約に追加してほしいと考えますが中居町長の所見を伺います。

次に、「補聴器購入の助成」について質問します。令和2年第1回定例会に続き2度目の質問になります。高齢者の補聴器の助成を求めました。あれから、1年9ヶ月になります。

岩手県議会 9 月定例会では、加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援制度創設を求める請願を採択し、意見書を関係機関へ送付しています。本町での早期の実現を改めて求めます。

また、「難聴が認知症の最大危険因子となっている」との国際的な研究成果も発表されています。日本老年医学会のサイトにおいて日本では、WHO(世界保健機関)基準の 26 デシベル以上を難聴とした場合、65～69 歳で 3～4 割、70 代で 4～7 割、80 代以上では 8 割の人が難聴であるという数字があります。「社会的な孤立などの解決や認知症の予防のためにも、補聴器の利用が一番簡単な方法」だと考えます。補聴器購入助成について町長の所見を伺います。

以上で、本席からの質問を終わります。

7番 林崎竟次郎 議員の御質問にお答えします。

はじめに、補聴器の購入助成についてありますが、これまでの助成は、障がい者支援制度の中で実施しており、障がい者手帳をお持ちの方が支援の対象になっているところがあります。

一般の高齢者の方で、耳が聞こえにくくなった方々に対する国や県の支援は、制度化されていないことから、議員御案内の意見書にもつながっているものと考えております。

令和2年7月に、介護保険計画の策定に向けて実施したニーズ調査においては、外出を控えている理由として、難聴をあげる方もいる一方、視力の衰えなどを理由にあげる方も

おり、必要な支援は多岐にわたるものと捉えているところであります。

このような状況を踏まえ、補聴器に限らず、高齢者が在宅で自立した日常生活を継続するために必要な品目への助成につきましては、引き続き、国や県の動向を注視してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

なお、「給食費の無料化について」の御質問につきましては教育長から答弁いたさせます。

教育長答弁

給食費の無料化について御答弁申し上げます。

給食費の無料化についてであります。町では、町の将来を担う児童生徒の健全な発達を図ることを目的に、小中学校に加え、令和2年4月から岩泉高等学校にも学校給食を実施しているところであります。

学校給食の実施に係る運営費は、学校給食法及び同法施行令等に基づき、調理従事者の人件費や光熱水費、施設の維持管理費、配送委託料などの経費は公費負担としておりますが、食材費については1食当たり小学校で260円、中学校で290円、高等学校は牛乳除きで260円をそれぞれ学校給食費として、保護

者の皆様から負担していただいております。

一方、経済的な理由から学校給食費の負担が難しい家庭に対しましては、就学援助制度により、保護者の負担が生じないように支援しているところであります。

今後におきましても、学校給食の目的である児童生徒の健全な心身の育成のため、さらには安全で安心な学校給食を安定的に継続していくためにも、食材費相当額である学校給食費につきましては、学校給食法の趣旨を踏まえつつ、これまで同様に保護者の皆様から御負担いただきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。